

I 事業の経緯

- 令和2年6月** **新たな緊急経済対策について検討**
すでに実施しているコロナ禍の緊急経済対策に加え、新たな緊急経済対策について検討を開始した。その一つとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、撤退する事業者が増え市内の空き店舗が増えている状況への対策のために、空き店舗の減少と商店会の活性化を目的とした緊急経済対策の検討を開始した。
- 令和2年8月11日** **令和2年度商店会活性出店支援金事業を開始**
(対象：令和2年8月1日～令和3年3月31日に事業を開始した中小企業者等)
- 令和2年11月1日** **支援金の対象範囲の変更（大型店のテナント出店も対象に）**
事業開始当初は、大型店舗のテナント出店については、「空き店舗物件の所有者と直接賃貸借契約をしている者でない」等の理由から支援金の対象外としていたが、「大型店の運営会社とテナントの重複支給の可能性は低いこと」や「テナントが埋まらず賃料を引き下げざるを得なくなっているオーナーへの支援につながる」ということから、対象に含めることとした。
→市内大型店に対して個別に事業説明を実施
- 令和3年3月31日** **令和2年度の受付を終了（「事業開始時申請」分）**
但し、令和3年3月の「事業開始時申請」の受付件数が61件と非常に多く、事業評価の再検討が必要になった。
- 令和3年7月1日** **令和3年度商店会活性出店支援金事業を開始**
(対象：令和3年4月1日～令和4年3月31日に事業を開始した中小企業者等)
本事業はコロナ禍の緊急経済対策という位置づけのため、令和2年度限りのものであったが、令和3年3月の駆け込み申請等の評価を行い、事業としての有効性を再認識するとともに、コロナ禍が継続して引き続き空き店舗が発生する状況であることを考慮し、令和3年度においても実施することとした。
- 令和4年3月31日** **令和3年度の受付を終了（「事業開始時申請」分）**
令和4年3月の「事業開始時申請」の受付件数が56件と非常に多く、令和2年度と同様に、事業評価の再検討を行うことになった。
- 令和4年7月1日** **令和4年度商店会活性出店支援金事業を開始予定**
(対象：令和4年4月1日～令和5年3月31日に事業を開始した中小企業者等)
コロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵攻、さらには急激な円安などによる物価上昇等の影響により、引き続き空き店舗が発生しやすい状況であることと、商店会等経済団体から非常に評価の高い事業であることから、令和4年度においても実施することとした。

